

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第69号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条保健福祉部の款障害保健福祉課の項第5号及び第6号中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第14条都市企画部の款都市計画課の項第8号中「駐車場法」の右に「及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を加え、「の監督」を「に係る指導及び監督」に改め、同条建築指導部の款審査課の項第11号を次のように改める。

(11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による事務（特定建築物及び特別特定建築物に係る指導、監督及び認定に関するものに限る。）に関する  
こと。

附 則

この規則中第13条の改正規定は平成18年12月23日から、第14条の改正規定は同月20日から施行する。

(総務局総務部文書課)